

平成25年度第3回 富士見市子ども家庭福祉審議会会議録要旨

<日時>平成25年8月28日(水)午後1時30分～3時30分

<開催場所> 市役所分館3階 会議室

<出欠状況>

関	矢島	石川順	増渕	林	加光	秋元
○	○	欠	○	○	○	○
石川泉	島田	河本	松村	中村	吉原	細野
欠	○	○	○	欠	欠	○
菅井	小栗					
○	○					

<事務局>

子ども未来部長 子育て支援課長 保育課長 みずほ学園長
 子育て支援課副課長 保育課副課長 保育課主査 保育課主査
 子育て支援課主事補

1 開 会 子育て支援課長
 あいさつ 子ども未来部長

2 議 題

(1) 協議事項

事務局より配布資料の説明・確認を行った。

①子ども・子育て支援新制度について

事務局より 8/6 に国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概ねの案」が示され、ニーズ調査票についても最終のたたき台が示された。それを基に赤字が国の必須項目、青字が県の要請項目、緑字が富士見市の独自追加項目、黒字が必須ではない項目であるが、前回の審議会でのご意見を含め具体例や説明を加え、富士見市の子育て環境に即した内容に修正したものを資料として事前にお送りした。特に今回の審議に当たっては、設問項目がかなり多い、というご意見にもあったことから、事業計画に直接反映できないもの設問内容が富士見市の実情に即していないものなど、削除できると思われる項目についてもお協議いただきくことを説明。

～ニーズ調査の調査票（案）について～

● 3～4ページ（子育て環境）について

【事務局】問10と11は、回答者の感情に対する質問で、計画の中で反映される項目がなく、削除することを提案。

【委員】質問があってもその後反映されないのなら、必要ないのではないか。

【事務局】問10、11は削除する。

【事務局】問13選択肢9の「保健所・健康増進センター」のうち「保健所」は削除。窓口の名称として「健康増進センター」だけのほうが分かりやすい。選択肢10の「子育て支援センター・児童館」のうち10は「子育て支援センター」選択肢11を「児童館」とし、その後はそのまま繰り下げると提案した。

【委員】了解した。

【委員】選択肢13ベビーシッターとファミリー・サポート・センターが同列にあるが、ベビーシッターは民間、ファミリー・サポート・センターは公的な機関で、同列には扱えないのではないか。

【事務局】ベビーシッターは「その他」中の具体例として載せる。

● 7～8ページ（幼稚園、保育所等の施設利用状況）について

【事務局】問20の選択肢2については現在再調査中のため1日800円から変更があるかもしれない。選択肢7の家庭的保育室は月額50,000～70,000円に訂正する。問25についても同様となる。8ページ、問26の後ろに別紙の「資料1」を挿入する。

【委員】問20と25の選択肢について。緊急サポートセンターは、緊急時や、宿泊をとまなう時の預かり、または病児や、病後児を預かる事業。選択肢に病児が含まれていないので、入れたほうがよい。また、ファミリー・サポート・センターは日中でも病児の受付はしていない。発熱していない病後児については対応している。

【事務局】問20と25の選択肢11に病児も対象である旨を記す。

【委員】ファミリー・サポート・センターは、利用者も保育者も会員登録が必要。選択肢10にその旨を加えてほしい。

【事務局】了解した。

● 9～10ページ（施設利用者の病児の対応）について

【事務局】問30については、現在市内に病児・病後児の施設がなく、回答する人が分かりにくいと思われるため削除することを提案。

【委員】了解した。

● 12～13ページ（地域の子育て支援事業の利用状況）について

【委員】問42の利用者負担について、心情的には一番価格が低いものを選びたくなるのではないか。

【委員】「100円」「200円」のように、はっきりと決めないで、「100円程度」など幅を持たせた表現にしてみたらどうか。

【委員】100円という単価はどのように算出したのか。例えば、保険はもっとも安いもので28円。それと比べてどうなのか。

【委員】市内の子育て支援センターの参加費は年間で200円。1回100円というのはどうなのか。

【事務局】問42は、保険や材料費を含めて1回あたりいくらなら地域子育て事業を利用しやすいかという設問。より理解しやすいように説明を追加する。

● 18～21ページ（育児休業、短時間勤務制度）について

【事務局】問54の育休の取得期間については後ろの質問でも分かるため、削除。問55についても計画に反映されない質問に該当するため削除。

【委員】育児休業期間中は1歳まで育児休業給付、3歳までは健康保険や厚生年金保険料が免除になるという仕組みを問55で知った。

【事務局】問57と59はそれぞれ単体だと意味が分かりにくいため、この二つの設問を結合して、職場復帰した時期とその理由にしたほうが答えやすいのではないか。また、問60は問58と重なるため、ひとつにまとめたほうがよい。

【委員】了解した。

◎ここで事務局から18～21ページの「修正版資料」を配布、説明した。

【委員】（修正版の）問53で「育児休業からの職場復帰時に短時間勤務制度を利用しましたか。」とあるが、（修正版の）問49で選択肢2を選んだ（育児休暇を取得していない）人は質問に答えてよいのか迷う。

【事務局】短時間勤務制度は、育児休暇を取得した人も取得しなかった人も利用できる制度。どちらの場合でも答えられるように、設問の文言を訂正する。

【委員】そもそも短時間勤務制度という言葉自体が耳慣れない。注釈をいれてほしい。

【事務局】短時間勤務制度の説明がどこかに入るよう工夫する。

- ・提示した調査票について上記のような意見が出された。

(2) その他

実際の調査票の作成はレイアウト、集計作業などを含めて業者委託することを説明した。

3 事務連絡

次回は10月以降開催予定。

4 閉会 副会長より